

「明治初年の下総農民による国替え停止運動について」

2022.2.23 森 雅城

(はじめに)

我が国の世の流れが徳川の時代から、天皇支配という新しい時代に移った年、即ち、明治初年（1868年）に、田中藩本多家の飛地領であった下総領内42か村の村々が彼らの領主、本多家の国替え（新政府の方針）に反対し、その停止運動を起こしました。

明治初年とはいえ、幕末と言ってもいいこの時代に農民たちが、新政府の方針に反対し、彼らの土地の支配を元の領主のままにしてもらいたいというやや特異で、少し珍しい運動を起こしたのです。

今から、154年前の明治初年に起こったこの運動の経緯を振り返り、その意味と若干の私見（感想）を述べてみたいと思います。

この運動を述べるためには、先ず、最初に江戸時時代の農民について、簡単に触れておかななくてはなりません。

その上で、この国替え停止運動の経緯について、さらにその背景（要因）、並びに運動の評価について、最後に本運動についての私見（感想）を述べさせていただきます。

以下の記述は主に次の資料を参考にしています。

- ・「流山のむかし」 流山市立博物館編
- ・「ふるさと流山の歩み」 同上
- ・「流山市史通史編1及びⅡ」
- ・「柏市史近世編及び近代編」
- ・「東葛飾の歴史地理」 千葉県東葛地方研究所発行
- ・「わが町高田 ふるさと散策」 柏市立高田小学校PTA「ふるさとの歴史を探そう学習会」編
- ・「千葉県東葛飾郡誌」 崙書房発行

なお、本稿は、特に新しい研究や新しい発見をしたということではなく、今まで知られていたことをまとめたものであることを付記いたします。

また、本論に入る前に、本稿と関連しますので、江戸時代の農村の支配形態について、併せて下総国（現、千葉県北部、茨城県南部、埼玉県東部、東京都東部）

のそれについても参考までに、事前に概略を述べておきます。

(参考) 江戸時代の農村の支配形態について

この時代、幕府は全国の収納高を把握するため、村の数及びその村高（生産高）の調査を行っています。そしてその村々の全てに支配者が割り振られました。江戸を中心とした関八州（武蔵、相模、上総、下総、安房など、ほぼ現在の関東地方）と呼ばれる地域には、代官が派遣される幕府の直轄地（幕領）、と旗本の知行地、親藩、譜代大名の領地が複雑に入り組んでいました。

下総国も同様であり、大名領についていえば、城持ちの大名領もありましたが、4万石の田中藩本多家がこの地に1万石の飛地領を有していました。

また、一村の支配も二人以上の支配者（いわゆる^{あいきゆう}相給）の地が多く、そのため、この地の農民の連携をより困難なものにしたといわれています。

1.江戸時代の農民

江戸時代には、全人口の約8割（9割という説もある）が、農民であった。（即ち、ほとんどが農民であったと言える。）

農民は年貢を納めることで、幕藩領主の財政を支えることとなっていたが、そのため、様々な統制を受けていた。

また、幕府や藩は財政を満たすため、度々検地を行っている。検地することにより、石高を決め、その石高に税率を掛けたものが年貢となったからである。（この年貢の取り方を「厘取法」という。一方田畑の等級ごとの面積に対して、一反につき何斗何升と課税する方法、即ち「反取法」という方法もあった。）

農民統制のため、まず寛永20年（1643）に、幕府は田畑永代売買禁止令を出した。従って、これより以降は田や畑を売ることも買うこともできないことになった。

慶安2年（1649）3月、三代将軍家光は、農民に対し32か条からなる慶安の御触書を出し、農民の暮らしについて細かく規定している。例えば、「農民は朝早く起きて、草を刈り、昼は田畑を耕し、夜には縄をない、俵をあみ、どんな仕事も一生懸命しなくてはならぬ。・・・着るものは木綿か麻、色は黒か紺しか着てはならぬ。等々」

さらに、延宝元年（1673）には、分地制限令が出され、名主20石、百姓10石以下のものは、土地を分割することを禁ずるというもので、小さな村では分家できる家は少なかったものと思われる。

支配者たる幕藩領主が農民をどのように見ていたかは、先の慶安の御触書によっても分かるが、家康の右腕といわれ、最高の腹心であった本多正信（因みに、正信は本多俊正の次男で、田中藩本多家の始祖である正重の兄）は一年に必要な種籾や食料のほかは、全て年貢として徴収すること。農民に財が余らないように、不足しないように治めることが道であると説いている。

また家康は「百姓どもは死なぬ様に、生きぬ様にと合点致し」と述べている。

さらに、江戸時代中期の勘定奉行神尾春央かんおはるひでは「胡麻の油と百姓は、絞れば絞るほどでるものなり。」と放言したといわれる。

これらはまさに江戸時代の基本的な農民観であったといえる。

一方、幕藩体制は元禄期に入ると、経済的にも安定期を迎えるが、その後は、年貢収入は頭打ちとなり、諸要因（米価の下落、諸物価の高騰など）により、幕府をはじめとする武家社会の財政窮乏が顕著になってきた。

さらに、それらに加えて、18世紀には凶作が続き、享保、天明、天保の大飢饉などが起こり、農村も窮乏が著しくなった。その農村でも裕福な上層民と窮乏する下層民とに分かれていくこととなった。

江戸中期以降は、百姓一揆が頻発するようになり、後期には都市下層民による打ちこわしなども頻発した。

このような流れの中で、幕末の世相を色濃く残す明治初年に、本多家の下総領の42か村の農民が新政府の政策に反対し、彼らの土地の支配を本多家のままにしてほしいとして運動を起こしたのは、領主と農民の一般的な関係を考えるとやや特異でありあまり無いことのように思える。

その要因は色々考えられるが、領主と農民の関係が良好なものであったということであり、そのような地域は封建制度の下ではあるが、比較的健全な地域社会を形成していたということが想像できる。

2.運動の経緯

いわゆる明治維新により、幕藩体制は崩壊し、新たに地方組織においても、「府（重要な地域）」、「藩（大名領）」、「県（旧幕府領や旗本の知行地）」が成立し、のちに府県となった。下総国においても旧幕府領や旗本の知行地は取り上げられ、知県事の支配となった。

ところが、駿河国（現静岡県東部）に本拠を置いた本多家の飛地領（大名領）も同様に取り上げられ、知県事の支配となった。

それは、田中藩が安房（千葉県南部）に移封されたためである。この移封の原因は、徳川宗家の処分にある。新政府は徳川家を家康とゆかりの深い東海地方（最終的には駿河国、遠江国、三河国）の一部に移して、府中藩（後に静岡藩）

とすることになった。

その結果、駿河国、遠江国に本拠を置く七つの藩は上総、安房に移封されることとなった。前述の通り、田中藩も例外ではなく、安房国に移ることになった。
(下記図 1. 参照)



図 1. 駿遠七藩の移封 (流山市博物館編「ふるさと流山のあゆみ」より)

そして、駿河国の領地と共に、先に述べた通り、下総の飛地領も取り上げられ、当該領地は下総知県事の支配となった。

ここに至って、田中藩本多家の飛地領であった下総 42 か村の農民は、国替え停止運動を起こしたわけである。

この運動を、改めて、その前後の主な動きと併せてみると、次のような経緯を辿っている。

年号	西暦	内容
慶応 3 年 10 月	1867	大政奉還
12 月	1867	王政復古の大号令
慶応 4 年 1 月	1868	鳥羽伏見の戦い
5 月	1868	徳川家 駿河国、遠江国を本国とする静岡藩 70 万石に列せられる。 このため、駿河国や遠江国諸藩 (7 藩、本多家も含む) は上総国や安房国に国替えを命じられる。
8 月	1868	徳川宗家の継承者、徳川家達、静岡藩主として駿府に入る。
9 月	1868	田中藩本多家当主、正納、安房国長尾に入る。
10 月	1868	田中藩の下総一帯にあった飛地領も取り上げられ

(明治元年)		(上地)、下総知県事の支配となる。(後に葛飾県に組み込まれる。)
明治元年 10 月	1868	田中藩本多家の飛地領であった下総 42 か村の農民による国替え停止運動が起きる。 当該 42 か村の惣代(鱈ヶ崎村の庄左衛門たち)が連名で民政裁判所(旧勘定奉行所)に国替え停止を願い出た。(田中藩のままにしてもらえるよう嘆願)
明治元年 10 月	1868	村の代表は、別ルートからの工作も開始。 即ち、岡本(村)頼母を通して、弁事役所に勤める岡谷忠吾と接触。岡谷は「依頼を叶えるには金がかかる」として、500 両程を用意するよう要求。村の代表は金銭を何回かに分けて渡し続け、合計で 505 両を兩人に預けることになった。(結果は、うまくいかなかった。)(※1)
明治 2 年 2 月	1869	旧領主本多家に対して民政裁判所に願い出たことを報告。協力を願い出る。
明治 3 年 6 月	1870	この運動の中心人物、庄左衛門を含む 5 名は、押込(家からの出入りを禁止される刑)を命じられる。(※2) 翌月、許される。

(※1) 国替え停止運動に掛かった費用 760 両 2 分 2 朱。(因みに、千葉県東葛飾郡誌によれば、約 3000 両)

(※2) 罪状は、「正規の手続き取らず、岡本(村)頼母に紹介された岡谷忠吾に内願したこと。その費用で内願が実現すると思ひ込み、具体的な説明がなかったため、岡谷が個人的な借金だと思ふようになった不手際。岡谷から返済したとする金子などの処置に困り、そのまましまい込んでしまったことなど」が挙げられている。

さらに、その処罰として岡谷忠吾から返済された元利(約 500 両と田地証文)が没収された。

以上の通り田中藩本多家の国替に伴う下総領内農民の反対運動は、これに携わった主な者が刑罰を受け、さらに多額の費用を無駄にして、終わった形となった。

3.運動の背景(要因)

この運動が、起こった背景(要因)としては、次のようなことが挙げられる。

- 1) 下総飛地領の村々は本多家の国替えは、時節柄致し方ないこととして受け止めていたが、飛地領までが国替えの対象となる(上知)とは考えていなかったこと。
- 2) 本多家の支配は穏やかなもので(※)、農民との関係は比較的良好であり、約250年間も続いた支配が続くものと考えていただけに領主の交代が村々にもたらす利害(年貢や課役)に不安を覚えたこと。
(※) 年貢については、重税をかけない。過酷だったという伝えはない。
また、刑罰も主に徴税違反や盗み、殺人を犯した者にかけるだけであったという。
- 3) 新政府のやり方に対する反発。

4.運動の評価

この運動について、注目されることが少ないと見えて、評価を論じているものはあまり無い。以下に「千葉県東葛飾郡誌」に述べられていることを参考までに掲載しておく。(漢字は新字体にて)

「・・・嗚呼 時勢の暗きは過渡時代にありては止むを得ず又憐れむべしと雖も旧主を思う一片の情宜は実に美なりしに非ずや」

「時勢に遅れた考え方で行動しているが、この時代にあつてはやむを得ないことであり、また憐れでもある、しかし旧領主を思う気持ちは正に美談ではないか。」と。

つまり、美談であるが、行動のもとになった当該農民の考え方(時勢を見る目)に疑問を呈しているように思える。

(終わりに)

前にも述べたように、幕末に近づくに従って、幕府や領主(武士階層)の財政は窮乏し、その力は相対的に弱くなった。他方では、農民(なかでも富裕農民)などの力が強くなり、彼らが農村(地域社会)の財政を支えることとなった。

また、千葉県文書館嘱託(当時)の武田真幸氏は、「江戸時代には、村の役割が大きくなり、政治までを担うようになってきた。地域の存在感が大きくなり、明治維新に際しては、地域の人が出てくるようになった。」という趣旨の発言をされている。(2019.7.4.流山市公民館講演会「飢饉から江戸時代を考える」より)

このような中で、この運動を時勢に暗きものとして、また単なる美談として取り扱うことには疑問がある。

先にこの運動の背景（要因）として、「新政府のやり方に対する反発」という一項を掲げたが、江戸時代を通じて、年貢の担い手として様々な統制を受けた農民（富裕農民と下層農民に分かれる）が、徐々に力を蓄え、武士階層を飛び越えて、国政（国替えという政治的な課題）にまで影響を及ぼすことになったということである。

そのように考えると、この運動は失敗したとはいえ、これは被支配者たる農民が物心両面にわたって成長と発展を果たしてきたということであり、地域が主役になってきたということでもある。そこに歴史のダイナミズムを見ることが出来る。

それ故、この運動については、様々なことを考えさせられ、また学ぶことが出来るはずである。

まさに歴史から学ぶ所以である。

以上

（参考）田中藩の下総領について

下総領には葛飾郡船戸村（現、柏市）と同郡藤心村（現、同）に陣屋（代官所）が置かれ、代官が常駐して支配に当たった。

田中藩では、船戸陣屋が統括した地域を中相馬領、藤心陣屋が統括した地域を南相馬領と呼んで区分していた。中相馬領、南相馬領とも、それぞれ21か村で構成されていた。現行の自治体でいえば、流山市、野田市、柏市、我孫子市、埼玉県春日部市（旧、同庄和町）、松戸市、市川市、鎌ヶ谷市にまたがっている。（次ページ資料参照、各領地の村の支配高を一覧表にまとめました。但し、詳しい説明はP.9、10を参照願います。）



本多正重公肖像画（本多紀雄氏蔵）

図2. 田中藩本多家始祖、「本多正重」肖像画



写真 1.田中藩本多家「船戸陣屋」があったとされる場所（現「柏市田中地域の船戸」 つくばエクスプレス、柏たなか駅下車、徒歩約15分）

1.田中藩中相馬領の領地（支配高計 8835石余り）					2.田中藩南相馬領の領地（支配高計 6950石余り）				
郡名	村名	現行自治体名	支配高（石）	元禄14年宛行分（石）	郡名	村名	現行自治体名	支配高（石）	元禄14年宛行分（石）
葛飾郡	鱈ヶ崎村	流山市	594.708	624.708	葛飾郡	馬橋村	松戸市	551.720	551.720
葛飾郡	加 村	流山市	369.540	369.540	葛飾郡	竹ヶ花村	松戸市	13.535	13.955
葛飾郡	東深井村	流山市	286.293	286.293	葛飾郡	根本村	松戸市	92.136	92.136
葛飾郡	西深井村	流山市	718.330	718.330	葛飾郡	大野村	市川市	624.703	56.566
葛飾郡	目吹村	野田市	723.191	723.192	葛飾郡	殿台村	市川市	531.863	—
葛飾郡	木野崎村	野田市	811.645	811.645	葛飾郡	中沢村	鎌ヶ谷市	397.654	397.654
葛飾郡	三ツ堀村	野田市	534.115	534.115	葛飾郡	栗野村	鎌ヶ谷市	91.929	91.929
葛飾郡	大青田村	柏市	616.913	655.245	葛飾郡	佐津間村	鎌ヶ谷市	153.335	153.335
葛飾郡	山高野村	柏市	97.009	97.010	葛飾郡	逆井村	柏市	276.366	276.365
葛飾郡	船戸村	柏市	227.290	227.290	葛飾郡	藤心村	柏市	316.036	316.036
葛飾郡	小青田村	柏市	73.695	73.965	葛飾郡	増尾村	柏市	526.776	526.704
葛飾郡	大室村	柏市	426.607	426.607	相馬郡	高柳村	柏市	410.378	415.376
葛飾郡	正連寺村	柏市	36.948	36.954	相馬郡	藤ヶ谷村	柏市	408.096	408.096
葛飾郡	花野井村	柏市	372.973	372.972	相馬郡	塚崎村	柏市	476.092	476.092
葛飾郡	高田村	柏市	238.998	238.962	相馬郡	大島田村	柏市	155.190	155.190
葛飾郡	篠籠田村	柏市	257.401	305.342	相馬郡	大井村	柏市	506.429	506.429
葛飾郡	松ヶ崎村	柏市	277.062	277.062	相馬郡	五条谷村	柏市	25.119	25.123
相馬郡	布施村	柏市	741.238	741.238	相馬郡	若白毛村	柏市	160.156	160.156
相馬郡	青山村	我孫子市	235.977	235.977	葛飾郡	上総内村	松戸市	113.698	113.698
相馬郡	下ヶ戸村	我孫子市	362.064	362.064	葛飾郡	八ヶ崎村	松戸市	425.634	425.634
葛飾郡	芦橋村	埼玉県庄和町 現、春日部市	198.000	—	葛飾郡	千駄堀村	松戸市	475.200	475.200
					葛飾郡	道野辺村	鎌ヶ谷市	218.059	218.059

以上、いずれも「柏市史近世編 石塚朝五郎家文書」による。但し、元禄14年宛行分は「流山市史通史編1 旧高旧領取調帳」などによる。

「明治初年の下総農民による国替え停止運動について」 P.8 資料「田中藩中(南)相馬領の領地について」 補足説明

本表について、参考までに以下の通り説明を加えます。

1. 本表全体は、下の注意書きに記載の通り「柏市史近世編」に記載のもので、但し、それぞれの表の右端の「元禄 14 年宛行分(石)」は参考までに「流山市史通史編 1」から抜き書きしたものです。
2. この表に抜けているもの、即ち記載漏れの村があります。それが葛飾郡「中曽根下谷新田」、635.763 石です。従って、左の表 1.中相馬領の領地(支配高、8835 石余り)となっていますが、当該表の合計に上記村の石高を加える必要があります。(この表の合計だけでは、「8835 石余り」とはなりません。)
3. 本表によれば、田中藩本多家の下総領の支配高は、中相馬領と南相馬領の領地の合計、15785 石余りとなり、当家の下総領の石高とされている 1 万石を大きく超えています。
その理由は、次の通りです。
4. 左表「1. 田中藩中相馬領の領地」のそれぞれの村の支配高(石)の内訳は、この表には記載されていませんが、それは 1) 本高(本田畑の高、即ち村高) 2) 改出高(堀、川、沼など年貢免除となっていた土地に造られた新田畑を調べ、年貢として徴収された高) 3) 新高(新しく開墾した田畑の石高。新開高)の合計からなっています。
5. そして、中相馬領の支配高合計は、この表では 8199.997 石(約 8200 石)となります。
6. また、中相馬領の前記の 2) 及び 3) の合計は分かっており、3059.653 石となります。従って本高は、5140.347 石となります。
7. 次に、右表「2.田中藩南相馬領の領地(支配高計 6950 石余り)」となっていますが、その内訳は分かりません。そこで、南相馬領の支配高にも、中相馬領と同様の割合で、2) 改出高及び 3) 新高があると仮定すると、それらの合計は、約 2593 石となり、本高は約 4357 石となります。
8. 以上の計算により、本高は約 5140.347 石+4357 石で、約 9497 石となり、2) 及び 3) の合計は約 5653 石となります。(これに記載漏れの「中曽根下谷新田」の支配高 635.763 石が加わります。但し、内訳は不明です。)

以上の通り、本多藩下総の飛地領、1 万石というのは、表高(本高)のことをいい、他に新田等が約 5653 石(本表では 5785 石)あったということです。

なお、柏市史近世編では「(田中藩の) 飛地領の下総の国には、(中略) 42 か村に表高 1 万石、ほかに新田 5736 石 7 斗 4 合 4 勺、実高で 15736 石 7 斗 4 合 4 勺存在した。」とする記載がありますが、ほぼこの内容に近いこととなります。

また、「流山市史通史編 1」でも、葛飾郡及び相馬郡 42 か村合計で本多領の宛行分を 15709 石 8 升 7 合 4 勺としており、同じく 1 万石を超えている。

これについて、当該資料は何も述べていませんが、これも同様の理由と考えられます。

以上の他、下記については、本稿に関係があり、説明する必要のあるもの或いは興味ある事項ですが、記載するには長くなりますので、省略させていただきます。

- 1.本表に参考までに記載した「流山市史通史編 1」から転載の「元禄 14 年宛行分(石)」の各村の数値はほとんど「柏市史近世編」の数値に近い、もしくは同じものとなっていますが、中には大きくくい違っているものもあります。
その個所や理由等については、説明がやや長くなるのでここでは記載いたしません。
- 2.さらにそれぞれに記載の村などの数や範囲などが違っているところもありますが、これも同じ理由で記載いたしません。
- 3.最後に、田中藩本多家の下総飛地領は、本表に記載の通り葛飾郡と相馬郡にわたっていますが、領地内の村数を見ると葛飾郡の方が相馬郡より多いにもかかわらず、その領地をなぜ中相馬領や南相馬領と呼称するのか、さらに葛飾郡と相馬郡の位置関係や来歴などについても説明が長くなりますので、ここでは記載いたしません。

以上